

秋田市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料に係る公金事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

秋田市長 沼谷 純

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田食品衛生協会

会長 鈴木 清

2 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

3 指定公金事務取扱者の指定日および委託日

令和8年3月16日